

兵庫県電機商業組合

定款（出資）

（令和5年5月25日 改定）

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 昭和34年5月制定 | 昭和52年5月改定 | 昭和58年5月改定 | 平成9年5月改定  |
| 昭和44年5月改定 | 昭和53年5月改定 | 昭和60年5月改定 | 平成25年5月改定 |
| 昭和46年5月改定 | 昭和54年5月改定 | 昭和61年5月改定 | 平成27年7月改定 |
| 昭和48年5月改定 | 昭和55年5月改定 | 昭和62年5月改定 | 平成29年5月改定 |
| 昭和49年5月改定 | 昭和56年5月改定 | 平成元年5月改定  | 令和 3年5月改定 |
| 昭和51年5月改定 | 昭和57年5月改定 | 平成3年5月改定  | 令和 5年5月改定 |

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第1条 本組合は、電気機械器具小売業の中小企業者の改善発展を図るための必要な事業を行うことを目的とする。

### (名 称)

第2条 本組合は、兵庫県電機商業組合と称する。

### (地 区)

第3条 本組合の地区は、兵庫県の地域とする。

### (事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を神戸市に置く。

### (公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示する。

### (規 約)

第6条 定款で定めるもののほか、本組合の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。

2. 規約の設定、変更又は廃止は総代会の議決を経なければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総代会の議決を要しないものとする。この場合、総代会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

## 第 2 章 事 業

### (事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の販売する家庭用電気機械器具（以下電気器具という）に関する指導および教育
- (2) 組合員の販売する電気器具に関する情報又は資料の収集及び提供
- (3) 組合員の販売する電気器具に関する調査研究

2. 本組合は、第1項に掲げる事業のほか、次の事業を行う。

- (1) 組合員が取り扱う商品等の斡旋事業。
- (2) 組合員の販売する商品等の長期修理保証に関する事業。
- (3) 前号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業。
- (4) 前各号の事業に付帯する事業。

3. 本組合は、その事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

## 第 3 章 組 合 員

### (組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の地区内において電気器具の小売事業を営む者とする。

### (加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入することができる。

2. 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

### (加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得たもの（第21条第1項ただし書の承諾を得た者を除く。）は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

### (相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

### (自由脱退)

第12条 組合員は、90日前までに組合に予告して脱退することができる。

2. 前項の予告は、脱退の理由を記載した書面でなければならない。

### (除 名)

第13条 本組合は、次の一に該当する組合員を除名することができる。

この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対して、その旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

### (脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

### **(手 数 料)**

第15条 本組合は、その行う事業について手数料を徴収することができる。

2. 前項の手数料の額は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

### **(経費の賦課)**

第16条 本組合は、その事業の費用（手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他経費の賦課について必要な事項は、総代会において定める。

### **(出資口数の減少)**

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2. 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3. 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

### **(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)**

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所または居所
- (2) 加入年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2. 本組合は組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3. 組合員及び組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4. 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。ただし、第3号及び第4号については資格事業を営む者に限る。

- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本金の額若しくは出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超えたとき
- (4) 資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が50人以下になったとき

### **(過 怠 金)**

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

#### (会計帳簿の閲覧)

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

### 第4章 出資及び持分

#### (出資の引受)

第21条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他やむを得ない理由がある者であつて、本組合の承諾を得た者は、この限りでない。

2. 前項ただし書の規定による承諾は、理事会の議決により決する。

#### (出資1口の金額)

第22条 出資1口の金額は、1,000円とする。

#### (出資の払込み)

第23条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

#### (延滞金)

第24条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金、払い込むべき出資金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利14.6%の割合で延滞金を徴収することができる。

#### (持分)

第25条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### (持分の払戻しの特例)

第26条 出資をしている組合員が第21条第1項ただし書の規定により本組合の承諾を得たときは、その持分の払戻しについては、第12条及び第14条の規定を準用する。

### 第5章 役員、顧問及び職員

#### (役員の定数)

第27条 役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理 事 17人以上22人以内

(2) 監 事 1人又は2人

#### (役員の任期)

第28条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

2. 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3. 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4. 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なおその職務を行なう。

#### (員外理事)

第29条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、4人を超えることができない。

#### (員外監事)

第30条 監事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、1人を超えることができない。

#### (理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選出)

第31条 理事のうち1人を理事長として、理事会において選出する。また副理事長を4人以下、専務理事を5人以下、常務理事を3人以下とし、必要に応じて理事会において選出することができる。

#### (代表理事の職務等)

第32条 理事長を代表理事とする。

2. 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3. 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4. 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

5. 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

6. 理事長は、総代会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7. 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してそ

の責任を負う。

#### **(監事の職務)**

第33条 監事は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### **(理事の忠実義務)**

第34条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会及び総代会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### **(役員の選挙)**

第35条 役員は、総代会において選挙する。

2. 役員の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

4. 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5. 指名推選の方法により役員の選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総代会において選任された選考委員が行う。

6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人と定めるかどうかを総代会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

7. 役員の選挙に関する事項は、本条で定めるもののほか役員選挙規約で定める。

#### **(理事及び監事の報酬)**

第36条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

#### **(員外理事及び員外監事との責任限定契約)**

第37条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第47条第2項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2. 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は

1, 000万円以内とする。

#### **(顧問及び相談役)**

第38条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は組合に功労のあった者のうちから、それぞれ理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

### **第 6 章 総会、総代会、理事会及び委員会**

#### **(総代会)**

第39条 本組合に、総代会を置く。

#### **(総代の定数)**

第40条 総代の定数は、別表に掲げる地区ごとに総代選挙時の組合員10人に対し総代1人として決定する。ただし、10人に満たない端数が生じる場合は、その端数に対し1人とする。

#### **(総代の任期)**

第41条 総代の任期は2年とする。

2. 第28条第2項（役員の任期）の規定は、総代の任期に準用する。

#### **(総代の選挙)**

第42条 総代は、別表に掲げる支部の地域ごとに、第40条に基づく人数をその地域に属する組合員のうちから互選する。

2. 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

#### **(総代会の招集)**

第43条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2. 通常総代会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総代会は必要あるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

#### **(総代会招集の手続)**

第44条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を、各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2. 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3. 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4. 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5. 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む）」と読み替えるものとする。

6. 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。（以下同じ。）

7. 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく総代会を開催することができる。

#### **(臨時総代会招集請求)**

第45条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。

2. 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

#### **(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)**

第46条 総代は、第44条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ、代理人となることができない。

2. 代理人が代理しうる総代の数は1人とする。
3. 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
4. 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

#### **(総代会の議事)**

第47条 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(総代会の議長)**

第48条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

#### **(緊急議案)**

第49条 総代会においては、出席した総代（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第44条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

#### **(総代会の議決事項)**

第50条 総代会においては、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

#### **(総代会の議事録)**

第51条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 総代数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果、(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
- (10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

#### **(理事会の招集権者)**

第52条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求あった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

#### **(理事会の招集手続)**

第53条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、理理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3. 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

#### **(理事会の決議)**

第54条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

3. 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5. 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

#### **(理事会の議決事項)**

第55条 理事会は、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総代会又は総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

#### **(理事会の議長及び議事録)**

第56条 理事会においては、理事長又は理事長が指名した理事がその議長となる。

2. 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

- (5) 出席監事の氏名
  - (6) 出席組合員の指名
  - (7) 議長の氏名
  - (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
  - (9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
  - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
  - (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
  - (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
    - ①招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
    - ②①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
    - ③組合員の請求を受けて招集されたものである場合
- ④③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合
4. 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議あったものとみなした場合には、次に掲げる事項
- ①理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - ②①の事項の提案をした理事の氏名
  - ③理事会の決議があったものとみなされた日
  - ④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
- ①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - ②理事会への報告を要しないものとされた日
  - ③議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

#### **（総会の議決事項）**

第57条 総会は、次の事項に限り議決することができる。

- (1) 解散又は合併
- (2) 非出資組合への移行
- (3) 事業協同組合への組織変更
- (4) 事業の全部の譲渡

#### (総会の招集)

第58条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

#### (総代会の規定の準用)

第59条 総会については、第44条（総代会招集の手続）、第46条（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）、第48条（総代会の議長）、第49条（緊急議案）及び第51条（総代会の議事録）の規定を準用する。この場合において、第46条第1項中「他の組合員」とあるのは「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第2項中「1人」とあるのは「4人」までと読み替えるものとする。

#### (執行部)

第60条 本組合は、理事会から委任を受けた業務の執行機関として執行部を置くことができる。

2. 執行部の組織及び運営に関する事項は規程で定める。

#### (委員会)

第61条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は規約で定める。

#### (支部会)

第62条 本組合は、第42条別表に掲げる地域ごとに支部会を置くものとする。

2. 支部会の組織および運営に関する事項は、規約で定める。

### 第7章 会計

#### (事業年度)

第63条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### (法定利益準備金)

第64条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第66条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

#### (資本準備金)

第65条 本組合は、減資差益（第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

#### (特別積立金)

第66条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2. 前項の積立金は損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総代会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

**(配当又は繰越し)**

第67条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したもののから第64条の規定による法定利益準備金及び前条の規定による特別積立金を控除してなお剰余があるときは、総代会の議決によりこれを組員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

**(配当の方法)**

- 第68条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組員の出資額、若しくは組員がその事業年度において組合の事業を利用した事業ごとの分量に応じてし、又は事業年度末における組員の出資額及び組員がその事業年度において組合の事業を利用した事業ごとの分量に応じてするものとする。
2. 事業年度末における組員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。
3. 配当金の計算については、第25条第2項（持分）の規定を準用する。

**(損失金の処理)**

第69条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

**(職員退職給与引当金)**

第70条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

**第 8 章 雑 則**  
**(管轄裁判所)**

第71条 組合と組員の紛争に関する訴訟、調停、和解、その他裁判所による解決手続の管轄裁判所は組合事務所を管轄する裁判所とする。

別表

|       |    |    |      |      |
|-------|----|----|------|------|
| 東灘    | 西宮 | 朝来 | 西脇多可 | 宍粟   |
| 灘     | 尼崎 | 養父 | 加古   | 佐用   |
| 中央・兵庫 | 伊丹 | 豊岡 | 姫路   | 赤穂南  |
| 北     | 川西 | 美方 | 姫路南  | 相生   |
| 長田    | 宝塚 | 三木 | 広畑   | 赤穂北  |
| 須磨    | 三田 | 小野 | 網干   | 淡路   |
| 垂水    | 篠山 | 加東 | 神崎   | 南あわじ |
| 明石    | 丹波 | 加西 | 揖龍   |      |